

様式第1号 (第4条関係)

(表)

損害賠償請求書

※ (都道府県) No. ()

<p style="text-align: center;">防衛局長 東海防衛支局長 殿</p> <p>下記により、合衆国軍隊等の行為等による損害の賠償を請求する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p>		<p>請求者 <small>ふりがな</small> 住所 <small>ふりがな</small> 氏名</p> <p>被害者との続柄</p>																					
被害者	氏名及び生年月日： 年 月 日		男 女																				
	<small>ふりがな</small> 住所： 本籍地： 職業： 既往の身体障害又は異状：																						
事故の概要	事故発生日時：令和 年 月 日 前後 時 分 事故発生場所： 加害者、事故の状況等																						
請求額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">療養賠償 ￥</td> <td style="width: 50%;">葬祭料 ￥</td> </tr> <tr> <td>休業賠償 ￥</td> <td>慰謝料 ￥</td> </tr> <tr> <td>障害賠償 ￥</td> <td>財産賠償 ￥</td> </tr> <tr> <td>遺族賠償 及び遺族旅費 ￥</td> <td>合計 ￥</td> </tr> </table>			療養賠償 ￥	葬祭料 ￥	休業賠償 ￥	慰謝料 ￥	障害賠償 ￥	財産賠償 ￥	遺族賠償 及び遺族旅費 ￥	合計 ￥												
療養賠償 ￥	葬祭料 ￥																						
休業賠償 ￥	慰謝料 ￥																						
障害賠償 ￥	財産賠償 ￥																						
遺族賠償 及び遺族旅費 ￥	合計 ￥																						
上記請求額のうち他から既に受領した金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">金額</th> <th style="width: 25%;">支給機関</th> <th style="width: 25%;">金額</th> <th style="width: 25%;">支給機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害保険金 ￥ ()</td> <td>国民健康保険法</td> <td>￥ ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働基準法 ￥ ()</td> <td>船員保険法</td> <td>￥ ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働者災害補償保険法 ￥ ()</td> <td>その他</td> <td>￥ ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康保険法 ￥ ()</td> <td>合計</td> <td>￥ ()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			金額	支給機関	金額	支給機関	損害保険金 ￥ ()	国民健康保険法	￥ ()		労働基準法 ￥ ()	船員保険法	￥ ()		労働者災害補償保険法 ￥ ()	その他	￥ ()		健康保険法 ￥ ()	合計	￥ ()	
金額	支給機関	金額	支給機関																				
損害保険金 ￥ ()	国民健康保険法	￥ ()																					
労働基準法 ￥ ()	船員保険法	￥ ()																					
労働者災害補償保険法 ￥ ()	その他	￥ ()																					
健康保険法 ￥ ()	合計	￥ ()																					
遺族	氏名 生年月日 被害者との続柄 住所																						
証人	氏名 生年月日 住所																						
添付書類																							
備考																							

(裏)

請求書の提出に当たっての注意

1. 請求者は、事故発生場所を管轄する地方防衛局長（事故発生場所が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては、東海防衛支局長）へ提出するのですが、特別の理由があるときは、あなたの住所地を管轄する地方防衛局長（あなたの住居地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては、東海防衛支局長）を経由して提出することができます。
2. 代理人により賠償を請求するときは、代理人に賠償の請求及び賠償金等の受領を委任する委任状を請求書に添付してください。
3. 請求書には、次表に掲げる書類を添付してください。なお、必要に応じ地方防衛局長又は東海防衛支局長が要求する書類を提出してください。

賠償の別	賠償の内容	請求書に添付する書類
療養賠償	合衆国軍隊等の行為等により負傷し、又は病気にかかったため、その療養の費用を請求するもの	療養の内容を記載した医師の証明書、療養費の内容を明らかにすることができる請求書、領収書等及び療養雑費の内容を明らかにする資料
休業賠償	合衆国軍隊等の行為等により損害を受けたため、得ることができない業務上の収入を請求するもの	勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書） 勤務先の療養欠勤中における支給給与額の証明書 休業証明書（給与所得者のときは勤務先の代表者、その他の者は市町村長等の証明書）
障害賠償	合衆国軍隊等の行為等により負傷し、又は病気にかかり、治ったときなお身体に障害があるときに請求するもの	身体障害の程度を記載した医師の証明書 勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書）
遺族賠償及び遺族旅費葬祭料	合衆国軍隊等の行為等により死亡したときに請求するもの	死亡診断書 勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書） 戸籍謄本 葬祭料の内容を明らかにする資料
財産賠償	合衆国軍隊等の行為等による不動産及び動産の損害を請求するもの	財産損害申告書及び次の書類 イ 修理可能のとき 信用ある業者の修理見積内訳書又は既に修理したときはそれに要した額を証明する領収書及びその内訳書 ロ 修理不可能のとき 信用ある業者の再取得又は再建築見積内訳書 ハ 登記簿謄本等

4 ※印の箇所には、記入しないでください。